



阿久根市告示第60号

令和7年3月31日付けで阿久根市告示第43号により告示した地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、地域計画の案を下記により縦覧に供する。

令和8年3月30日

阿久根市長 西平良将



記

1 地域計画の案を作成した地区

脇本北部地区

2 縦覧期間

令和8年3月30日から4月13日まで（15日間）

3 縦覧及び意見書等提出場所

阿久根市鶴見町200番地

阿久根市農政林務課及び阿久根市ホームページ

4 意見書の提出要領

地域計画の案について、意見書を提出しようとする者は、氏名、年齢及び住所（法人にあっては、法人名、代表者名及び事務所の所在地）を意見書に記載の上、阿久根市農政林務課に提出すること。

なお、意見書の提出期限は、縦覧期間満了の日までとする。